**伊達市中小企業燃料費等高騰対策応援金　Ｑ＆Ａ**

**Ｑ１．この応援金はどのような内容ですか？**

　⇒Ａ　燃料費及び電気料金の高騰により事業活動に影響を受けている市内中小企業者等に対し、事業の継続を支援するための応援金を交付するものです。

　　　　交付額：補助対象経費が10万円以上の場合　一事業者につき　一律５万円

**Ｑ２．補助対象経費の定義は何ですか？**

⇒Ａ　事業活動に用いた燃料費、または電気料金をいいます。

**Ｑ３．対象月は？**

⇒Ａ　令和６年12月から令和７年３月までのいずれかの１か月のうち支払った補助対象経費が10万円以上の月をいいます。

　　　※支払った日（振込の場合は引き落とし日）が上記期間に該当するかで判断します。

**Ｑ４．燃料の定義は何ですか？**

　⇒Ａ　ガソリン、軽油、重油、灯油、都市ガス及び液化石油ガス（ＬＰガス、オートガス等）です。

**Ｑ５．事業者（中小企業者、個人事業主）の定義は何ですか？**

　⇒Ａ　会社や個人については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する「中小企業者」を対象としております。ただし、みなし大企業を除きます。

　　　　※みなし大企業は次に揚げる①から③のいずれかに該当する者をいいます。

　　　　　①　発行済株式の総数または出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業

者（中小企業信用保険法第２条第１項各号に該当する中小企業者以外の事業

者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

②　発行済株式の総数または出資価格の総額の３分の２以上を大企業者が所

有している中小企業者

③　大企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を

占めている中小企業者

**Ｑ６．ＮＰＯ法人や社会福祉法人、医療法人、学校法人は対象になりますか？**

　⇒Ａ　特定非営利活動法人(NPO法人)、社会福祉法人、医療法人、学校法人も対象となります。

**Ｑ７.事業協同組合は対象になりますか？**

　⇒Ａ　内容を確認しますので、下記事務局までお問い合わせください。

**Ｑ８.一般社団法人は対象になりますか？**

　⇒Ａ　対象となりません。

**Ｑ９．個人事業主で伊達「市内」に住んでいて、店舗が伊達「市外」にあります。対象となりますか？**

　⇒Ａ　今回の応援金は、伊達市内で事業を営む事業者を対象としていますので、店舗や事業所が伊達市内にあり、伊達市に納税している必要があります。店舗や事業所が「市外」にある場合や伊達市に納税していない場合には、対象となりません。

**Ｑ10．自宅兼店舗で事業を行っている場合、補助対象経費は事業活動に要した経費のみですか？**

⇒Ａ　店舗以外の経費は含めず、事業活動に要した経費のみを記載してください。

**Ｑ11．個人事業主で伊達「市外」に住んでいて、店舗が伊達「市内」にあります。対象となりますか？**

　⇒Ａ　対象となります。ただし、伊達市に納税している方が対象となります。

**Ｑ12．法人で伊達「市外」に本店があり、支店が伊達「市内」にあります。対象となりますか？**

　⇒Ａ　対象となります。

**Ｑ13．** **対象業種を教えてください。**

⇒Ａ　申請受付事務要領の「伊達市中小企業燃料費等高騰対策応援金対象業種一覧」をご確認ください。

　　　また、自社の事業が一覧のどの業種に該当するか不明な場合は、総務省のホームページ（日本産業標準分類）（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行））

URL：https://www.soumu.go.jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

で確認してください。

なお、政府統計の総合窓口（ｅ－Ｓｔａｔ）のホームページ

URL：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

において検索可能です。

**Ｑ14．モノを製造して販売している場合、どこに分類されますか？**

⇒Ａ 例１：製造して、事業者に卸している場合　→　製造業

　　　例２：製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合　→　製造業

　　　例３：製造して、製造と同じ場所にある販売施設によってその場で消費者に販売している場合　→　小売業

**Ｑ15．モノを加工して販売している場合、製造業又は卸売業、小売業のどちらに分類されますか？**

⇒Ａ　販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業、

小売業に分類されます。

○卸売業、小売業に分類される例

例１：魚の頭を切り落として販売

例２：茎わかめを仕入れて茎を切り落としてわかめのみを販売 等

○また、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。

例１：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す

例２：魚をさしみや切り身にして卸す 等

**Ｑ16．伊達市だけでなく、市外にも複数の支店や店舗を構えている場合、補助対象経費として記載するのは、伊達市にある店舗や支店の経費だけですか？**

⇒Ａ　伊達市外の支店や店舗を含めた事業全体の費用を記載してください。

**Ｑ17．対象の業種と対象とならない業種を営んでいる場合、補助対象経費として記載するのは、対象業種を営むのに要した経費だけですか？**

⇒Ａ　対象外の業種は含めず、対象業種を営むのに要した経費のみを記載してください。

**Ｑ18．農業法人が農林水産業以外の事業を行っている場合は対象になりますか？**

⇒Ａ　対象となる可能性がありますので、対象となる事業を行っていることが確認できる書類を提出してください。なお、補助対象経費は事業全体の経費を記載してください。

**Ｑ19．対象事業を営んでいる場合でも、交付対象外とされる場合はありますか？**

⇒Ａ　他の申請要件を満たしていない場合や、市から運営費補助を受けている者や指定管理業務を受託している事業者は対象となりません。

**Ｑ20.** **フリーランスなどで、雇用契約によらない業務委託契約等に基づき収入を得て**

**いる場合は対象となりますか？**

⇒Ａ　内容を確認しますので、下記事務局までお問い合わせください。

お問い合せ先：伊達市商工会：024-577-0057　受付時間：平日8:30～17:15

　　　　　　　保原町商工会：024-575-2284受付時間：平日8:30～17:15